

2025年12月12日

全終協による入会審査基準とは①

いざというときに頼れる身寄りがない方に向けたサービスを提供する「高齢者等終身サポート事業」は、これまで何の法規制もない中で、全国に400とも500とも言われる数の事業者が乱立し、どの事業者に頼めば、安心してひとりでも老後とその先を迎えるのかが分からない状況が続いてきました。

この度、我が国初の業界団体「一般社団法人高齢者等終身サポート事業者協会」（略称：全終協）が設立され、この事業を健全に適切に運営していくことのできる事業者を事実上の優良事業者としてリスト化していく活動を行っていくことを宣言しました。のために、2024年6月に国が発出した「高齢者等終身サポート事業者ガイドライン」をベースにしつつ、さらに詳細な厳しい入会審査基準を設定し、外部審査員を含む審査委員会において認証を与えた事業者のみが正会員として登録できることとしました。

全終協が打ち出した入会基準の項目は、以下の12項目です。

- ①終身サポート事業者ガイドラインに記載されている内容の遵守
- ②事業内容
- ③契約締結の方法・過程
- ④利用者の判断能力低下時の体制構築
- ⑤死後事務委任契約における預託金
- ⑥医療行為等に関する本人意思の意向表明
- ⑦解約に関する定め
- ⑧個人情報の取扱い
- ⑨財務状況
- ⑩寄附、遺贈及び死因贈与
- ⑪利益相反が生じることを防ぐ体制整備
- ⑫死亡届出に関する体制整備



①はガイドラインの内容がベースになっており、当然にガイドラインのチェックリストはすべて満たしていることを求めているものです。

②については、高齢者等終身サポート事業の内容となっている「身元保証等サービス」「死後事務サービス」及び「日常生活支援サービス」の3つをすべて行っていなければならないということです。

ガイドラインでは「身元保証等サービス」及び「死後事務サービス」の2つの事業を行っている事業者を対象範囲としていますが、全終協の正会員となるためには、ガイドラインの対象範囲に加えて「日常生活支援」も行っていなければなりません。ただし、日常生活支援のすべてを自社で行うこと求めているわけではなく、利用者の日常生活がスムーズに持続するよう外部委託の手配を行うことによって支援する方法も認められます。

しかし、すべての日常生活支援を無条件に外部委託するという姿勢では、優良事業者として認めるとはできません。例えば「通院付添い」という日常生活支援であっても、単なる付添いの場合には外部委託の手配によって十分に利用者の支援が事足りるかもしれません、その通院の内容に重要な「意思決定支援」が含まれる場合には、事業者が直接その通院付添いを行うべきです。こうしたことに対する事業者の姿勢についても、全終協では見極めながら審査を行っていきます。

次回は、③以降の項目の解説をしていきます。